

平成19年から、税源移譲により所得税と住民税の税率が変わります。

何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。

税源移譲では、所得税（国の税）と住民税（地方の税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。



所得税

平成19年1月分から適用



4段階の税率を、**6段階に細分化**

（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

住民税

平成19年6月分から適用



3段階の税率から、**一律10%に**

（都道府県民税4%・市区町村民税6%）

○参考【今まで（平成18年度）の住民税の税率】

課税所得が200万円以下の場合の税率 → 5%

課税所得が700万円以下の場合の税率 → 10%

課税所得が700万円超の場合の税率 → 15%

改正後

【平成19年度からの住民税の税率】

課税所得に関係なく一律10%（所得割の税率）

（注：課税所得とは、給与等の支払額から給与所得控除を引き、扶養控除や社会保険料控除等を差し引いた、実際の税率をかけるもとになる金額です。）

ほとんどの方は、平成19年1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「**所得税＋住民税**」の負担は**基本的には変わりません**。（住民税が上がれば所得税は下がり、住民税が下がれば所得税が上がるということになります。）

詳細については、住民課税務係 内線113へお問い合わせください。